

《農薬販売業務自主点検表》

点検年月日： 年 月 日

点検者氏名： _____

■ 共通

点検項目		✓欄	内容	対応
届出	販売者の届出	<input type="checkbox"/>	届出事項(届出者氏名・住所、販売所名称・住所)に変更を生じた日から2週間以内に届け出をしましたか。	変更届を提出する
	無登録農薬	<input type="checkbox"/>	登録農薬及び特定農薬以外の農薬を販売していませんか。	病害虫防除所に連絡する
店舗	販売禁止農薬	<input type="checkbox"/>	販売が禁止されている 27 農薬を販売していませんか。	
	虚偽宣伝 (販売店が行う宣伝)	<input type="checkbox"/>	店が作成したチラシや注文書、店頭でのPOP等で、登録農薬の有効成分含有量又は効果に関して虚偽の宣伝をしていませんか。	適正な宣伝に改める
	食品との分離	<input type="checkbox"/>	農薬の隣に食料品(ペット用の餌を含む)を置いていませんか。	棚を分ける
	農薬でない商品	<input type="checkbox"/>	農薬でない商品(不快害虫、衛生害虫用薬剤等)が農薬と誤認されて農耕地や農作物に使用されることがないように、明確に区分されていますか。	棚を分けたり、表示をする等明確に区分する
	期限切れ農薬	<input type="checkbox"/>	有効期限切れ農薬を販売していませんか。	適正に処分する
	農薬類似品	<input type="checkbox"/>	農薬効果をうたっていると思われる資材がありませんか。	病害虫防除所に連絡する
帳簿	無登録農薬	<input type="checkbox"/>	受払簿(仕入台帳、販売台帳)、伝票等に無登録農薬を販売した記録はありませんか。	病害虫防除所に連絡する
	販売禁止農薬	<input type="checkbox"/>	受払簿(仕入台帳、販売台帳)、伝票等に販売が禁止されている 27 農薬を販売した記録はありませんか。	
	帳簿の備え付け	<input type="checkbox"/>	帳簿(電磁的記録も含む)を備え付け、これに農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を記載していますか。	帳簿を適正に備え付ける
		<input type="checkbox"/>	水質汚濁性農薬について譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載していますか。	
		<input type="checkbox"/>	帳簿を最終の記載の日から3年間保存していますか。	3年間保存する
<input type="checkbox"/>	帳簿記載が日別になっていますか。	日別に記載する		
倉庫	無登録農薬	<input type="checkbox"/>	倉庫等に無登録農薬がありませんか。	病害虫防除所に連絡する
	販売禁止農薬	<input type="checkbox"/>	倉庫等に販売が禁止されている 27 農薬がありませんか。	
	盗難防止	<input type="checkbox"/>	施錠等、盗難を防止するための措置がとられていますか。	施錠する
	食品との分離	<input type="checkbox"/>	農薬が食品と分離されていますか。	食品と明確に分離する
	期限切れ農薬	<input type="checkbox"/>	有効期限切れ農薬がありませんか。	適正に処分する
	農薬類似品	<input type="checkbox"/>	農薬登録がなく、農薬効果をうたっていると思われる資材がありませんか。	病害虫防除所に連絡する

■ 毒物又は劇物に該当する農薬の販売がある場合

点検項目	✓欄	内容	対応
毒物劇物販売登録	<input type="checkbox"/>	毒物劇物販売業の登録を受けていますか。	保健所に問い合わせる

■ 農薬として使用することができない除草剤の販売がある場合(道路や駐車場等で使用する除草剤)

点検項目	✓欄	内容	対応
当該除草剤の販売に係る表示	<input type="checkbox"/>	公衆の見やすい場所に、当該除草剤を農薬として使用できない旨の表示がありますか。	販売があれば表示する

○ 自主点検時期の目安：年2回(4月、10月)

「4月は新年度となり届出者の変更が多い時期です。また、最終有効年月が10月に設定されている農薬が多く、「10月」は期限切れ農薬が発生しやすい時期ですので、定期的に点検しましょう。

《用語解説》

○無登録農薬

農林水産省の登録番号がない農薬(特定農薬を除く)。

○特定農薬(農薬取締法第3条第1項)

その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。現在、天敵(使用場所と同一県内で採取されたもの)、重曹、食酢、エチレン、次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る)が指定されている。

○販売禁止農薬(27 農薬)

農林水産省令第 11 号(農薬の販売の禁止を定める省令)で定められた 27 種類の農薬。

① リンデン (BHC、リンデン)	⑮ 2, 4, 5-T (ウィードン、イクリン)
② DDT (DDT、ヒトン、リピン)	⑯ 砒酸鉛 (砒酸鉛)
③ エンドリン (エンドリン、ミック)	⑰ 水酸化トリシクロヘキシルスズ (プリクトラン)
④ ディルドリン (デルドリン、ペンドリン)	⑱ ダイホルタン、またはカプタホール (ダイホルタン)
⑤ アルドリン (アルドリン、アチラム)	⑲ PCP (PCP、クロン)
⑥ クロルデン (クロルデン)	⑳ CNP、またはクロロニトロフェン (MO、エムタップ)
⑦ ヘプタクロル (ヘプタクロール、ヘプタ)	㉑ PCNB、またはキントゼン (PCNB、エヌビー、ペンタゲン)
⑧ ヘキサクロロベンゼン	㉒ ケルセン、またはジコホール (ケルセン)
⑨ マイレックス	㉓ ペンタクロロベンゼン
⑩ トキサフェン	㉔ アルファ-1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン
⑪ TEPP (テップ、テプリン)	㉕ ベータ-1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン
⑫ メチルパラチオン (ホリドール、ホリドールメチル)	㉖ クロルデコン
⑬ パラチオン (パラチオン、ホリドールエチル)	㉗ ベンゾエピン、またはエンドスルファン (マリックス)
⑭ 水銀及びその化合物 (オルゾン、グリーン)	※()内は過去の主な商品名

○農薬でない商品

農薬として使用することができない除草剤、衛生害虫(ハエ、蚊、ゴキブリ等)や不快害虫(アリ、ムカデ等)等の駆除を目的とした殺虫剤、資材消毒で使用される薬剤(ケミクロンG、イチバン等)、畜舎消毒で使用される薬剤、動物薬、植物活力液、木酢液、竹酢液等の商品のこと。これらは農薬ではないため容器や包装に「農林水産省登録第△△△△△号」の表示がない。

○農薬として使用することができない除草剤

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木、芝、花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤。農薬ではないため容器や包装に「農林水産省登録第△△△△△号」の表示がない。

○農薬効果をうたっている表現

「病害虫を阻止」、「病気に効く」、「治る」、「発生しない」、「害虫を殺す、駆除する」、「退治」、「忌避する」、「発芽を良くする」、「発芽を抑える、雑草を防ぐ、少なくする」、「〇〇病抑制」、「害虫病気を撃退」、「抗害虫」、「〇〇病免疫向上」、「〇〇(害虫)の被害軽減」、「害虫対策」、「〇〇病等に期待」、「防虫免疫」、「病害虫抵抗力」、「虫・病気から植物を守る」、「〇〇病等に効果があります」等。

* 農林水産省の登録番号のない資材、または特定農薬に指定されていない資材で、ラベル等に上記のような表現がある場合は、病害虫防除所に連絡してください。

○帳簿の参考様式(農薬の種類・日毎に受払がわかるもの)

品名 △△水和剤 80、500g

○年 月 日	適 用	入	出	残
4 1	〇〇〇農薬株式会社	100		100
4 1	□□薬局		20	80

○水質汚濁性農薬

一定の地域でまとまって使用された場合に水産動植物への被害や公共用水域の水質の汚濁、さらにはこれに起因する人畜への被害が生ずるおそれが高い農薬で政令により指定されている。

「CAT」を含む除草剤(令和6年4月1日現在)

商品名:シマジン、シマジン粒剤1、日産シマジン粒剤1、シマジンフロアブル

《お問合わせ先》 宮城県病害虫防除所 企画指導班 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
電話:022(275)8960 FAX:022(276)0429